

自動車税の減免申請をされた方へ(本人運転用)

- 「県税減免決定通知書」及び「自動車税減免証(継続検査用)」を、申請の翌月20日過ぎに送付します。「自動車税減免証」は、車検証と一緒に保管してください。
- 減免決定により自動車税の還付額が生じる場合は、申請の翌月末に「県送金通知書」を送付しますので、最寄りの北陸銀行窓口で、還付金をお受け取り下さい。
- 翌年度以降の自動車税減免については、「減免自動継続申込書」により自動継続を申し込まれた方は、車を乗り換えられるまで減免手続きは不要です。
申し込まれなかった方は、毎年2月20日頃に送付する「減免継続申請書」の提出による手続きが必要です。
- 翌年度以降の「県税減免決定通知書」及び「自動車税減免証(継続検査用)」は、毎年4月末頃に送付します。
- 今後、「減免車」を乗り換えられる場合は、改めて「自動車税(環境性能割・種別割)減免申請書」による新規申請が必要となります。

※身障手帳の等級変更や、身障手帳・運転免許証の返還、及び障害者の方がお亡くなりになられた場合等は、速やかにご連絡下さい。

富山県総合県税事務所 自動車税センター

〒930-0992 富山市新庄町馬場 39-6

TEL 076 (424) 9211

FAX 076 (424) 9749